

草津市地域包括支援センターの 運営について

草津市地域包括支援センター運営協議会



介護保険法施行規則第140条66第2号口

地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

草津市附属機関設置条例 別表第1

介護保険法(平成9年法律第123号)に定める地域包括支援センターの運営に対する評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務 < 定数:15人以内 >

◆ 地域包括支援センター運営協議会の所掌事務

センターの設置等【承認事項】	<ul style="list-style-type: none"> 圏域の設定 業務の法人への委託 業務を委託された法人による総合事業および予防給付に係る事業の実施 介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定 その他、公正・中立性の確保に関すること
センターの行う業務の方針	市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針(運営方針)が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする
センターの運営	<p>運営全体に関するもの</p> <p>【組織運営体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> センターの人員体制が業務に対して適切なものとなっているか 担当区域における高齢者のニーズ把握を行っているか 職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか <p>【個人情報の保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか <p>【利用者満足の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか 安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか <p>【公平性・中立性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公平性、中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか <p>個別業務に関するもの</p> <p>【総合相談支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか <p>【権利擁護業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか <p>【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか 介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか <p>【介護予防に係るケアマネジメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか <p>【市町村事業との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか
センターの職員の確保	センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や関係団体等の中で調整を行う
その他	地域における介護保険以外のサービス等と連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会資源の開発、その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う

◆ メンバー ＜草津市附属機関運営規則 別表第1＞



1	保健医療関係者
2	介護サービス事業者および介護予防サービス事業者から選出された者
3	居宅介護支援事業者から選出された者
4	介護サービスおよび介護予防サービス利用者
5	介護保険被保険者(公募委員)
6	民生委員児童委員
7	老人クラブ連合会から選出された者
8	草津市社会福祉協議会から選出された者
9	学識経験を有する者
10	その他市長が高齢者の保健福祉の推進に必要と認める者 ● 草津市健康推進員連絡協議会 ● 草津市まちづくり協議会連合会

◆ 任期 ＜草津市附属機関運営規則 別表第2＞

3年 令和6年7月1日から令和9年6月30日

◆ スケジュールと主な議題

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1回	センターの運営について ・センターの運営に関する評価 (運営全体/個別業務)		
第2回	センターの運営について ・運営方針について		

センターの行う業務の方針について ～地域包括支援センター運営方針～

運営方針

◆ 地域包括支援センター運営方針とは

介護保険法 第115条の47第1項

市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、**包括的支援事業の実施に係る方針**を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

◆ 草津市地域包括支援センター運営方針の構成

I 方針策定の趣旨	
II 基本的な運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者がいきいきと自分らしい生活を継続することができるよう支援します。 2. 地域におけるネットワークを構築し、高齢者が安心して暮らせるよう支援します。 3. 三職種のチームアプローチにより、包括的支援事業等を地域において一体的に実施します。 4. <u>地域包括支援センターの機能強化に向けた取組を行います。</u> 重点的な取組
III 具体的な運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合相談支援業務 2. 権利擁護業務 3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 4. 介護予防ケアマネジメント業務・介護予防支援業務 5. 認知症総合支援事業 6. 地域ケア会議推進事業 7. その他

重点的な取組

重点的な取組

地域ケア個別会議から抽出された学区の地域課題を「地域づくり検討会議」において整理・深掘するとともに、課題解決に向けた手段・方策の検討を行い、地域ケア推進会議等の場で実現可能な解決策を講じることができるよう努めます。

地域ケア会議

地域包括支援センターや市が主催し、高齢者支援について医療や介護、福祉などの専門職、地域の関係者が協働して行う会議。個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明らかにし、地域課題の解決につなげる。

地域課題 地域の複数の人々に普遍的に影響を及ぼすものと考えられ、地域全体で考えていく必要があると合意される課題

個別課題解決 > ネットワーク構築 > 地域課題発見 > 地域づくり・資源開発 > 政策形成

地域ケア個別会議

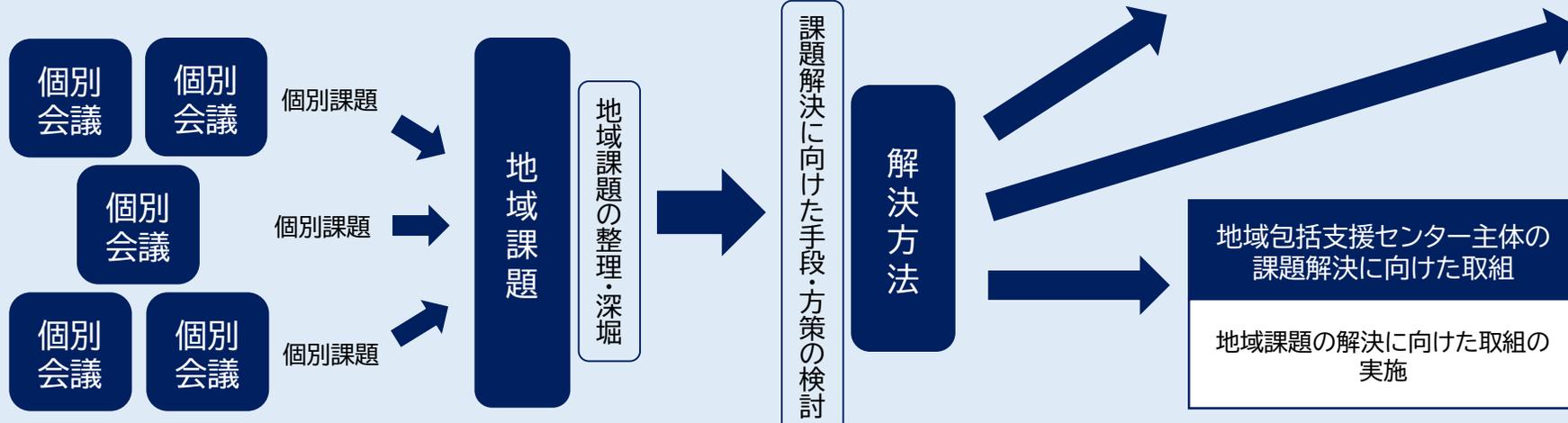
個別課題の解決
地域課題の抽出

地域ケア推進会議

地域課題の整理・深掘
課題解決に向けた取組方法の検討
(地域づくり検討会議)

学区の地域課題の共有
実現可能な解決方法の検討・実施
(学区の医療福祉を考える会議など)

市域の地域課題の課題解決に向けた
事業展開の検討(草津市あんしんい
きいきプラン委員会など)



重点的な取組 <R6年度の取組>

～地域づくり検討会議～

地域課題の整理・深堀

顕在化している課題の原因・背景
未然に防ぐために必要な取組
不足している取組・社会資源
地域におけるニーズ

地域課題の解決に向けた検討

解決に向けて誰がどのように(対象者、実施方法等)働きかけていくのかを明確にする

地域課題

◆事例1

地域課題

地域課題の整理・深堀

・高齢者サロンは女性の参加が多く、男性のみで参加することが難しい
・同じ経験をしている男性介護者同士で相談できる場が必要
・男性に相談先を伝えても自発的に相談されない傾向が強いが、一度認知症カフェに参加されると、「話せて良かった」と思われる方も多く、場に参加するための丁寧な支援が必要

地域課題の解決に向けた検討

★男性介護者の居場所づくり
・地域の認知症カフェの場を借り、ケアマネジャーが抱えるケースで男性介護者に参加を募り、認知症カフェに参加できるよう支援し、男性介護者同士で話し合える機会をつくる

男性介護者は介護負担について相談相手がいないことが多い

地域包括支援センター主体の課題解決に向けた取組

地域の認知症カフェの場を借り、男性介護者が認知症カフェに参加できるよう支援し、男性介護者同士で話し合える機会をつくるために、令和5年度に検討を行い、令和6年度から取組を実施しています。

成果

- ・月1回開催されている認知症カフェへ、男性介護者3名の参加が定着しました。
- ・「同じ境遇の男性同士で『わかる、わかる』と言い合いながら、こんな対応をしていると話せる」、「人によって合う介護方法、対応方法があるので次はそれを試してみようと思う」といった感想がありました。
- ・認知症カフェに参加されている男性介護者が、次年度の認知症サポーター養成講座の中で、男性介護者が抱える思いについて、話し手として発信してもらうことになりました。



重点的な取組 <R6年度の取組>

◆事例2

地域課題

民生委員と支援者の連携が不足している

地域課題の整理・深堀

- ・民生委員から支援者に、高齢者に対して地域でできる支援は何か聞かれることがあり、地域での見守りや支援者との連携について、理解を深めていく必要がある
- ・民生委員と連携したいが、何をどこまでお願いしてよいかかわからないことが多い

地域課題の解決に向けた検討

- ★民生委員とケアマネジャーの交流会を実施
- ・学区の民生委員とケアマネジャーとの交流会を行い、まずは顔の見える関係性の構築と、今後の連携について検討を行う
- ・定期的に事例検討会を行うなど、民生委員の意見を聞き、地域でできる支援について、支援者の理解を深める

地域包括支援センター主体の課題解決に向けた取組

令和6年3月に圏域の民生委員とケアマネジャーの交流会を行い、顔の見える関係づくりと、今後の連携について検討を行いました。また、令和6年7月、令和6年9月に、学区ごとに民生委員とケアマネジャーで事例検討会を行いました。

成果

- ・交流会において、「より良い連携のために、定期的に民生委員とケアマネジャーで事例検討会を行う必要がある」という意見があり、事例検討会の実施につながりました。
- ・7月は11名の参加、9月は13名の参加がありました。
- ・ケアマネジャーからは、「地域の方との連携方法や地域でできる支援について、具体的に知ることができた」、「気さくに話せたので、今後はもっと積極的に連携していきたい」という意見がありました。
- ・民生委員からは、「ケアマネジャーや包括の役割について、事例を通して具体的に知ることができた」、「ケアマネジャーと連携し、民生委員として地域の高齢者を支援していきたい」という意見がありました。



重点的な取組 <R6年度の取組>

◆事例3

地域課題

高齢者がどのような最後を迎えたいのか考えを整理する機会が必要

地域課題の整理・深掘

- ・高齢者自身がどのような生活を送り、最後を迎えたいのか情報の整理ができず、本人の意向に沿った支援を行うことが難しい
- ・予後予測をたて、早期の相談につながれば、本人の意向に沿った支援方法を検討できるので、ACPや未来ノートの啓発が必要
- ・高齢者がどのような最後を迎えたいと思っているのか聞き出したり、思いの整理ができるような関わりについて、ケアマネジャーに理解を深めてもらう必要がある

地域課題の解決に向けた検討

- ★ACPについて理解を深める機会をつくる
 - ・「60歳からの人生ゲーム」などのツールを活用し、ACPについて理解を深める
 - ・高齢者がどのような最後を迎えたいのか考えられるよう、支援者としての関わり方を学ぶ
- ※ACP(アドバンス・ケア・プランニング):
将来の医療及びケアについて自分自身で前もって考え、周囲の人たちと共有しておくこと。

地域包括支援センター主体の課題解決に向けた取組

立命館大学産業社会学部永野ゼミのゼミ生をお招きし、「60歳からの人生ゲーム」が作られた経緯について講義をして頂きました。

そして「60歳からの人生ゲーム」の体験会を行い、高齢者がどのような最後を迎えたいのか考えられるよう、支援者としての関わり方を学びました。

成果

・圏域のケアマネジャー17名の参加があり、全員が今後の活動に活かせることや気づきがあったと回答がありました。

・「ゲームを通して人それぞれの人生観があるとわかった」、「利用者への質問の仕方を学べたし、すぐに活用できると思う」、「利用者へのアセスメントに役立つ」、「終末期の希望の聞き取りに役立つ」といった意見がありました。

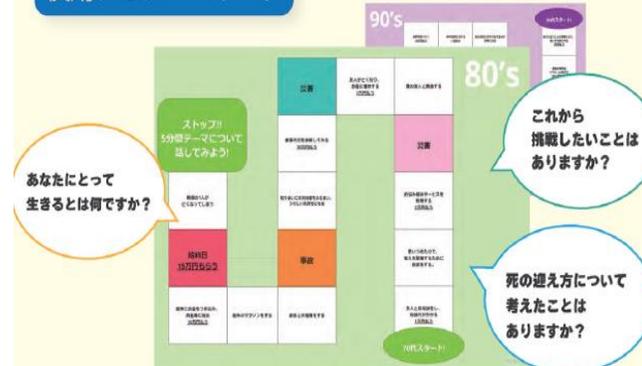


※60歳からの人生ゲームとは…

志摩市民病院の江角院長と、立命館大学の永野先生が共同研究で開発されたものです。

江角先生は日々診察をするなかで、患者の希望を聞きとる間もなく看取っていくことが多いことを課題に感じておられ、高齢者が気軽に自分の希望や思いを周りの人に話しやすくするツールとして生まれたものです。

使用するゲームボード



重点的な取組 <R6年度の取組>

◆事例4

地域課題

地域課題の整理・深堀

地域課題の解決に向けた検討

認知症への偏見がある

・認知症への偏見があり、認知機能の低下があっても家族等が隠そうとするため、早期の相談に至らない
・偏見を少しずつ無くすため、学童期を対象に高齢者や認知症に対する理解を促し、偏見をなくしていけるような啓発が必要。

★若い世代へ高齢者支援について啓発
・学校で、高齢期の特徴や認知症について正しい知識を持って理解をしてもらう機会をつくる
・子どもへの啓発をきっかけに、家庭内で親世代の認知症の理解につなげる

地域包括支援センター主体の課題解決に向けた取組

のびっこ子どもたちを対象に、高齢者支援の理解を促すために、高齢者体験を実施し、高齢期の特徴や認知症について講座を行いました。

高齢者体験では、歩行や階段昇降、お茶を注いで飲むこと、お金の支払い体験と、高齢者役の子どものサポートを体験してもらいました。

講義では、高齢になると出てくる身体的な変化や、認知症について伝えました。

※高齢者体験: 視野が狭くなるゴーグル、関節が曲げにくくなるサポーター、重りをつけるなどして、高齢者の日常生活を体験すること

成果

- ・4年生の子ども15名の参加がありました。
- ・「足が重いし動きにくい」という感想がありましたが、サポート役になった際に、どのようにサポートすると良いか考えながらサポートをする姿がありました。
- ・「目が見えにくいから、お金を払ったり、お茶を注ぐのが難しかったので、また手伝ってあげたい」、「認知症は忘れてしまう病気だとわかった。忘れていたら教えてあげたい。」という感想がありました。



地域包括支援センター運営方針について

『資料3 草津市地域包括支援センター運営方針(案)』について、
運営協議会の承認をいただきたい。



運営方針の改正内容

◆ 主な改正内容

	改正内容	改正理由
1	P2 「Ⅲ 具体的な運営方針－1. 総合相談支援事業」 「(1)総合相談支援の実施」の取組内容に、家族介護者支援についての記載を追加しました。	地域包括支援センターの事業評価について、評価指標の見直しが行われ、新たな項目の取組内容に対応するため。
2	P8 「Ⅲ 具体的な運営方針－7. その他」 「(7)センター職員の人材確保」の項目を新たに追加しました。	地域包括支援センターの事業評価について、評価指標の見直しが行われ、新たな項目の取組内容に対応するため。
3	P8 「Ⅲ 具体的な運営方針－7. その他」 「(8)苦情対応」の取組内容に、業務改善についての記載を追加しました。	地域包括支援センターの事業評価について、評価指標の見直しが行われ、新たな項目の取組内容に対応するため。

<その他>

地域包括支援センターの現状の業務内容にあわせて、字句を修正しました。

介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務の 一部委託について

介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務につきまして、指定居宅介護支援事業所42か所(令和6年11月提供分)に業務の一部委託を行っていることについて、運営協議会の承認をいただきたい。



委託できる居宅介護支援事業所の選定

◆ 介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務の一部委託にかかる指定居宅介護支援事業所一覧 <令和6年11月提供分>

【市内】

	事業所名	所在地 (圏域)	計	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
1	菖蒲の郷居宅介護支援センター	高穂	15	11	2	1	1	0	0
2	居宅介護支援かえで	高穂	25	14	2	3	3	3	0
3	近江草津徳洲会介護センター	高穂	16	9	3	2	2	0	0
4	アサヒサンクリーン ケアプランセンターかがやきの杜	高穂	7	4	3	0	0	0	0
5	ケアプランセンター ティエル	高穂	4	3	0	1	0	0	0
6	ルナ ケアプランセンター	高穂	8	3	2	1	2	0	0
7	あおばな居宅介護支援事業所	草津	23	8	9	1	0	4	1
8	あやは居宅介護支援事業所	草津	11	0	0	0	0	2	9
9	オフィス豆の木介護支援事務所	草津	11	1	9	0	0	1	0
10	ケアプランセンター向日葵	草津	12	1	4	0	0	7	0
11	メディケア湖南居宅介護支援事業所	草津	9	1	5	2	0	1	0
12	居宅介護支援事業所ライフパートナー	草津	8	1	0	2	5	0	0
13	咲桜ケアプランセンター	草津	28	2	5	0	4	4	13
14	ひびきプランセンター	草津	5	0	2	0	0	0	3
15	居宅介護支援事業所 からん	草津	37	0	14	1	2	19	1
16	ケアタウン南草津 居宅介護支援事業所	老上	16	2	4	8	1	1	0
17	居宅介護支援事業所 夕照	老上	11	0	1	4	0	3	3
18	指定居宅介護支援事業所ふれあい	老上	29	3	10	8	1	7	0
19	居宅介護支援事業所 Mats	老上	5	2	2	0	0	1	0
20	指定居宅介護支援事業所 ケアプランそら	玉川	43	4	11	4	8	16	0
21	マザーレイク居宅介護支援事業所	玉川	17	3	4	1	7	2	0
22	草津市南笠居宅介護支援センターあさひ	玉川	28	0	1	1	26	0	0
23	はな、居宅介護支援事業所	松原	10	1	1	0	0	7	1
24	介護相談 となりくみ	松原	16	1	4	1	0	6	4
25	居宅介護支援事業所 和花	松原	3	0	2	1	0	0	0
26	指定居宅介護支援事業所きらら	松原	24	3	15	0	0	5	1
27	草津市上笠居宅介護支援事業所	松原	8	0	2	0	0	6	0
28	岸本ケアプランセンター	新堂	16	0	10	0	0	4	2
29	指定居宅介護支援事業所 常輝の里	新堂	15	0	1	0	0	4	10
30	はびねすさぼーと滋賀支店	新堂	4	0	0	0	0	1	3
	計		464	77	128	42	62	104	51

【市外】

	事業所名	所在地	計	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
31	やわらケアプレイス	大津市	4	0	1	1	2	0	0
32	輝生会居宅介護支援事業所	大津市	3	0	2	1	0	0	0
33	居宅介護支援センター じんりょう	大津市	1	0	1	0	0	0	0
34	居宅介護支援事業所みちくさ	大津市	13	1	6	2	0	4	0
35	田原居宅介護支援事業所	大津市	1	0	0	0	1	0	0
36	こびらい生協診療所 居宅介護支援事業所	栗東市	12	0	4	0	0	0	8
37	らっくケアプランセンター	栗東市	2	0	2	0	0	0	0
38	居宅介護支援事業所 はなえみ	栗東市	4	0	0	3	0	1	0
39	居宅介護支援事業所 栗東すみれ園	栗東市	6	5	0	0	1	0	0
40	居宅介護支援事業所ゆうき	栗東市	6	0	6	0	0	0	0
41	ケアプランステーションここあ勝部	守山市	12	0	11	0	1	0	0
42	有限会社びわこメディカル 居宅介護支援事業所	守山市	1	0	0	0	0	0	1
	計		65	6	33	7	5	5	9

<地域包括支援センターごとの給付実績>

	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 給付件数	146	212	127	105	174	98
うち、直営	63	51	78	38	65	38
うち、委託	83	161	49	67	109	60

➤ 居宅介護支援事業所により、人員体制や受託可能数が異なるため委託件数の差が生じているが、公平性・中立性に配慮して委託先の選定をすることができている。

※滋賀県国民健康保険団体連合会への請求実績より算出(令和7年1月時点)

報告事項



地域包括支援センターの周知

<令和6年度の実績>

①	転入者へのチラシ配布	令和3年4月から
②	集団健診会場でのチラシ配布	令和5年10月から
③	市内薬局でのチラシ設置	令和6年1月から
④	地域サロン、各学区のイベント等でのチラシ配布	随時
⑤	スーパーやコンビニ、金融機関、郵便局等での包括PRカードの設置・配布	随時

①②③④

高齢者の総合相談窓口
草津市地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんが地域で安心して生活することができるよう、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から相談・支援を行っています。

さまざまな相談ごと

- 〇ひとり暮らしの心が心配
- 〇日常生活の困りごと
- 〇認知症に関する相談
- 〇近所の高齢者が心配

介護や健康づくり

- 〇地域の介護予防の取組
- 〇介護保険の申請
- 〇介護予防給付総合事業のサービス

権利を守ること

- 〇お金の管理や解約のこと
(成年後見制度の利用など)
- 〇高齢者虐待のこと
- 〇消費者被害のこと

地域のネットワークづくり

- 〇医療機関や介護事業者などと連携した地域づくり
- 〇ケアマネジャーの支援

～その他、高齢者に関する相談や心配があればお気軽にご相談ください～

担当の地域包括支援センター

- ◆ お住まいの学区を担当する地域包括支援センターにご相談ください。
- ◆ 訪問等で職員が不在にしている場合がありますので、まずはお電話でご連絡ください。

高穂地域包括支援センター	草津地域包括支援センター
●所在地 山寺町837番地 (高穂警察署1階・高穂の森内)	●所在地 草津三丁目9番14号
●電話 077-561-8143	●電話 077-561-8144
●FAX 077-561-9524	●FAX 077-561-9525
●学区 志津・志津南・矢倉	●学区 草津・大路・洗川

老上地域包括支援センター	玉川地域包括支援センター
●所在地 矢積町885番地1	●所在地 笠山一丁目1番46号 (高野子ワールドセンター・丸の内)
●電話 077-561-8145	●電話 077-561-8146
●FAX 077-561-9526	●FAX 077-561-9527
●学区 老上・老上西	●学区 玉川・南宮東

松原地域包括支援センター	新堂地域包括支援センター
●所在地 上笠一丁目9番11号 (上笠子ワールドセンター・津島駅前)	●所在地 志那中町25番地 (志那子ワールドセンター・常盤の里内)
●電話 077-561-8147	●電話 077-568-4148
●FAX 077-561-9528	●FAX 077-568-3529
●学区 山田・笠嶋	●学区 笠嶋東・常盤

※草津市では、6か所の地域包括支援センターを委託運営しています。

⑤

(表面)

～高齢者の総合相談窓口～
草津市地域包括支援センター

まずは、お気軽にご相談ください。
<連絡先は裏面へ>

知ってて
あんしん!

(裏面)

《担当学区の地域包括支援センター》

高穂	☎ 561-8143
草津	☎ 561-8144
老上	☎ 561-8145
玉川	☎ 561-8146
松原	☎ 561-8147
新堂	☎ 568-4148

平日
8:30
～17:15

QRコード (草津市 HP)

※草津市では、6か所の地域包括支援センターを委託運営しています。

地域包括支援センターのその他の取組

<研修会・勉強会の実施>

○わかば会の設立

- ・経験年数が3年未満のケアマネジャー対象の勉強会を設立し、今年度は3回開催しました。
- ・同じ経験年数のケアマネジャーが交流し、日々の業務のなかでの困りごとについて共有し、勉強しました。

○身寄りのない高齢者への支援について

- ・ケアマネジャーを対象に、司法書士を講師にお招きし、身寄りのない高齢者が死去した時に起こる問題点に対して、生前からできる対策について学びました。

○対人援助職に求められることについて

- ・ケアマネジャーを対象に、大津市の地域包括支援センターの所長をお招きし、高齢者や家族と良好な信頼関係を築くために、対人援助職の基盤となる理論や技術について講義と実践を通して学びました。

○市民児協高齢者福祉部会との交流会

- ・市民児協高齢者福祉部会の会議で、地域包括支援センターとの交流会を開催し連携を図りたいとご意見があり、各圏域の特色や、民生委員に期待すること、上手く連携できた事例についてお伝えし、今後の連携について意見交換を行いました。

○居住支援ネットワーク協議会との勉強会

- ・湖南圏域居住支援ネットワーク協議会と地域包括支援センター職員が、住まいに課題を抱える高齢者の課題について共有し、居住支援を行った事例を通して、支援方法や今後の連携方法について検討しました。

○ヤングケアラー研修

- ・滋賀県子ども若者部子どもの育ち学び支援課職員をお招きして、ヤングケアラー研修を行い、ケアマネジャーに求められる視点について学びました。

○介護保険制度改定とケアマネジメントへの影響について

- ・東近江市の居宅介護支援事業所の管理者をお招きし、制度改定のポイントや、改定に対応していくためのケアマネジメントの在り方を学びました。



その他



地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

介護保険法施行規則に規定する地域包括支援センターの職員配置基準について、人材確保が困難となっている現状を踏まえて、この基準を柔軟化する改正が行われたことから、「草津市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例」の改正を行う必要があります。

<改正内容>

○常勤換算方法による職員配置

圏域ごとの高齢者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに常勤の職員として3職種(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)をそれぞれ1人配置することとしています。また、引き続きこれを原則としたうえで、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法(※)により配置基準を満たすものとします。

※常勤換算方法…非常勤職員の合計労働時間が常勤職員の何人分に相当するのかを換算する方法

○複数圏域の合算による職員配置

地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運用に資すると認める場合には、複数圏域を一つの区域として取り扱い、当該区域内に必要な数の3職種を個々のセンターに振り分けて配置することにより、それぞれのセンターの配置基準を満たすものとします。

